

政令第 号

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第二条第二項及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「航空機騒音影響度レベル」を「時間帯補正等価騒音レベル」に、「航空機の離陸又は着陸に伴う」を「当該特定空港において離陸し、又は着陸する航空機による」に、「時刻等」を「時間帯その他の事項」に、「が五」を「が四デシベル」に改める。

第三条第一項第一号中「航空機騒音影響度レベル」を「時間帯補正等価騒音レベル」に、「七十五」を「六十二デシベル」に、「八十」を「六十六デシベル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項の規定による調査の時点以前の直近に同条第二項の規定により特定空港の設置者が当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域における航空機の騒音の程度を当該都道府県知事に示した時点が施行日前である場合には、同項の規定により当該時点において当該都道府県知事に示した事項のうち当該地域内の調査地点におけるこの政令による改正前の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第二条に規定する航空機騒音影響度レベルに応じて国土交通省令で定める値を、当該事項のうち当該調査地点におけるこの政令による改正後の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二条に規定する時間帯補正等価騒音レベルとみなして、同条の規定を適用する。

3 施行日以後初めて法第二条第二項後段の規定により特定空港の設置者が当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域における航空機の騒音の程度を当該都道府県知事に示すまでの間におい

て航空機騒音対策基本方針を変更する場合における航空機騒音障害防止地区とすべき地域及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定める基準については、新令第三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 理由

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の規定による航空機騒音対策基本方針において航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定める基準を改める等の必要があるからである。